

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千早赤阪村長

市町村名 (市町村コード)	千早赤阪村 (273830)
地域名 (地域内農業集落名)	上東阪地区 (上東阪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻が主要作物であるとともに一部の高冷地は畑地化が進んでおり、どちらも自己所有農地を自ら耕作している。しかし、70歳以上が約6割を占め、高齢化が進んでいる。そのため、今後、離農や規模縮小による遊休農地が増加することが懸念されている。併せて、担い手不足や後継者不足が課題となっているほか、後継者がいるが技術不足や技術の継承ができないことが課題となっている。また、水路等の農業用施設や高齢化による農地の維持管理が負担になってきている。イノシシ等の鳥獣被害が出ており、獣害被害の防止が課題である。農地を守るためには、地区外からの参入を促すことが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状栽培している作物は継続していき、山林化が進んでいるため、今後、農的利用が見込める農地は守っていく。地域ぐるみで技術力をあげて、特産品の栽培に取り組んだり、必要な基盤整備を実施し、営農の継続や企業への貸借を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農空間保全地域内の農地の内、既に山林原野、荒廃農地等の農地を除いた農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農業を担う者に農地の集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供するなど、地区外からの企業や農業者を募る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道や水路等の補修を行い、引き続き耕作できる環境や企業などの農業を担う者を確保しやすい環境づくりを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
特産品の栽培を地域ぐるみで進めていくための組織づくりや後継者不足が課題であり、地区内だけで耕作者を確保するのは困難のため、他地区からの参入を受け入れる必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大阪南農業協同組合に営農指導を求めながら農業を続けていく。 シルバー人材センターを活用し、維持管理を続ける。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等を引き続き整備し、鳥獣被害を防いでいく。
- ⑦耕作が困難な農地については、シルバー人材センター等を活用して保全・管理に努め、農地が荒廃しないよう維持していく。
- ⑩特産品の栽培や基盤整備の検討に取り組む組織づくりを検討する。